

◆春の狂犬病予防接種のお知らせ

犬には、法律により年1回の狂犬病予防注射と、一生に1回の登録が義務づけられています。

○実施日時・場所

月日	実施時間	実施場所
4月9日(木)	9:10 ~ 9:15	比丘尼坂三差路
	9:30 ~ 9:35	別当沢・櫛館中央
	9:45 ~ 9:50	高間館三差路
	10:00 ~ 10:05	大谷地三差路
	10:15 ~ 10:25	大羽沢中央部
	10:35 ~ 10:40	14分団消防屯所(大舌)
	10:55 ~ 11:00	山端中央部
	11:10 ~ 11:15	松山農政会館
	11:30 ~ 11:35	武士沢集会所
	13:20 ~ 13:25	古屋敷集会所
	13:35 ~ 13:55	斗川支所
	14:05 ~ 14:15	沢田集会所
	14:25 ~ 14:35	豊川ほうえい会館
	14:45 ~ 14:55	JA八戸三戸営農センター 作業員駐車場
4月10日(金)	9:25 ~ 9:30	横沢消防屯所前
	9:45 ~ 9:50	泉集会所
	10:00 ~ 10:05	毒久保集会所
	10:15 ~ 10:20	老久保集会所
	10:30 ~ 10:40	杉沢バス停前
	10:50 ~ 10:55	大平集会所
	11:15 ~ 11:20	中村バス停前
	11:30 ~ 11:35	貝守・中沢商店前
	13:20 ~ 13:25	猿辺支所
	13:40 ~ 13:45	清座久保集会所
	14:00 ~ 14:05	荒田中央部
	14:15 ~ 14:20	蛇沼やまびこ会館
14:40 ~ 14:45	袴田生活改善センター	
14:55 ~ 15:00	川代集会所	

月日	実施時間	実施場所
4月12日(日)	9:05 ~ 9:25	図書館付近
	9:35 ~ 9:50	松原集会所
	10:00 ~ 10:15	アップルドーム
	10:30 ~ 10:35	沢田ノ沢中央部
	10:45 ~ 10:50	泉山あすなろ会館
	11:00 ~ 11:05	9分団消防屯所(遠藤)
	11:15 ~ 11:30	梅内ふれあい会館
	11:45 ~ 11:55	旧産馬組合前
	13:30 ~ 13:35	箸木山住宅入口
	13:45 ~ 14:05	旧寺牛スタンド前
	14:15 ~ 14:30	目時さわやか会館
	14:40 ~ 14:50	雷平住宅公園
	15:00 ~ 15:20	役場来客用駐車場

期間中はどの会場でも

予防注射と登録ができます。

- 新しく犬を飼った人、生後3カ月以上の子犬を飼っている人は、登録、注射を行いましょう。
- 注射は、公共の場所で行うので、犬のフンは飼い主が責任を持って処理してください。
- 飼い犬の死亡や譲渡があった場合は、役場住民福祉課までお知らせください。

- 注射料 3,600円
(内訳：注射 3,050円、
注射済票交付手数料 550円)
- 登録料 3,000円



○問合せ 三戸町住民福祉課 TEL: 20-1151

◆一人で悩まずにご相談ください

三戸町では2ヵ月に1回、「人権相談」を行っています。令和8年度人権相談は、以下のとおり実施します。

○開催日時および場所

開催日	時間	場所
4月17日(金)	13時30分 ～15時	三戸町総合福祉センター ふくじゅそう 3階
6月5日(金)		
8月21日(金)		
10月16日(金)		
12月4日(金)		
2月19日(金)		

※6月5日(金)と12月4日(金)は特設人権相談所として人権擁護委員が一堂に会し、皆さんの人権相談に対応します。

■人権とは

全ての人が生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていく権利のことを指します。

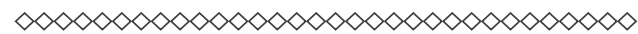
■人権擁護委員とは

人権の大切さを伝えるため、法務大臣により任命された約14,000人の委員が、全国で活動しています。そのうち、三戸町には6人が活動しています。

夫婦・家族間の遺産相続などのいざこざ、DV、高齢者・こどもの虐待、職場・学校のいじめ、体罰、ハラスメント、近所とのトラブル、障がい者・外国人などの差別、誹謗中傷などお気軽にご相談ください。

※人権擁護委員が面接方式で相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られますのでご安心ください。

○問合せ 三戸町住民福祉課 TEL：20-1151



◆水道料金などの口座振替のお願い

水道料金と下水道使用料の口座振替申し込みが水道企業団ホームページより出来るようになりました。口座振替は、水道料金の割引制度があり、納入制よりお得となっています。納入通知書でお支払いの人におかれましては、ぜひこの機会にご利用ください。

○問合せ

八戸圏域水道企業団料金課

TEL：0178-70-7010

三戸町建設課 TEL：20-1154



詳細はこちら

◆「あおり米子育て応援事業」について

青森県では、県内の子育て世帯を県産米で応援する「あおり米子育て応援事業」を実施しています。申請がお済みでない人は、お早めに申請をお願いします。

○対象児童 令和8年3月31日時点で18歳以下の県内在住の子ども

○申請者 申請日時点で県内在住の対象児童の保護者など

○支給品 対象児童1人あたり県産米に使える電子クーポン10,000円分またはお米券(全国共通)8,800円分

○申請期日 4月30日まで

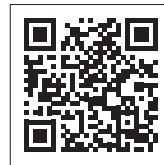
○申請方法 専用ホームページから電子申請または郵送申請

○問合せ

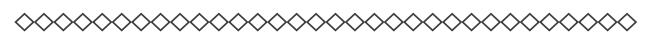
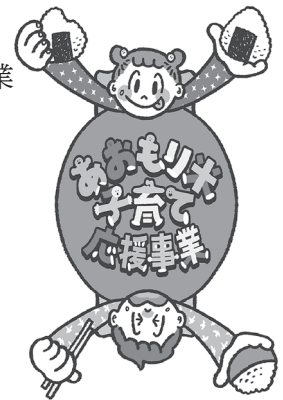
あおり米子育て応援事業

事務局コールセンター

TEL：0120-119-666



詳細はこちら



◆宮下知事と対話しよう！

「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声を聴き、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

○対象 県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体など

○募集期間 5月15日(金)～5月29日(金)

○実施期間 7月13日(月)～9月30日(水)

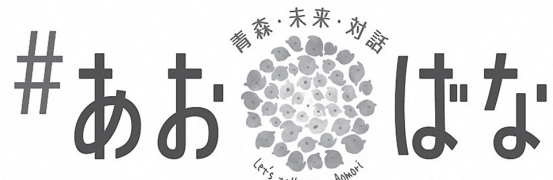
○応募方法 専用応募フォームから申込

○問合せ

青森県総務部広報広聴課

TEL：017-734-9138

詳細はこちら▶



◆「労働委員会委員による労働相談会」について

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。4月の開催は以下のとおりです。

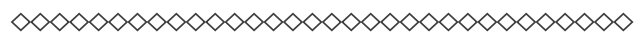
○開催日時および場所

開催日	時間	場所
7日(火)	13時30分～ 15時30分	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
19日(日)	10時～12時	

- 対象者 県内の労働者・事業主
- 対応者 青森県労働委員会委員
- その他 費用無料、秘密厳守、随時受付(予約優先)
- 問合せ 青森県労働委員会事務局
TEL：017-734-9832
労働相談ダイヤル
TEL：0120-610-782



詳細はこちら



◆賃貸アパートのトラブルが増えています

5年ほど住んでいる賃貸アパートで、水道配管の水漏れのため、玄関や廊下に被害があり、家主の保険を使って修繕をしました。今回、3回目の水漏れが発生し、3部屋のうち1部屋が使用できない状態のまま、2カ月間放置されていました。管理会社に何度催促しても一向に修繕をしてもらえず、転居も考えましたが、このままの状態であっても住み続けたいと思っています。しかし、管理会社の対応が悪く、今後、他のトラブルが発生した場合のことを思うと不安が募る、という相談がありました。賃貸アパートでは、以下のことに注意しましょう。

- 建物の賃貸借契約が締結されている間、貸主は故障した設備の修理や建物の補修などの修繕をする義務があります。
- 借主は修繕を要する不具合を発見したときは、貸主に通知する義務があります。
- 借主に責任のない事由により、建物の一部が使用できない場合、賃料の減額が認められるケースがあります。
- ※契約トラブルで困った時は、消費者ホットライン188に相談してください。
- 問合せ 青森県消費生活センター
TEL：017-722-3343

◆令和8年春の火災予防運動

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

4月13日(月)から4月19日(日)までの一週間、県下一斉に「春の火災予防運動」が行われます。この運動は、火災予防の普及を図り、火災発生を未然に防止し、尊い生命や財産を守ることを目的としています。春は特に火災の発生しやすい時期となるため、火の取扱いには十分気を付けましょう。

○住宅防火 いのちを守る 10のポイント ～4つの習慣・6つの対策～

■4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない・させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く

■6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

○問合せ 三戸消防署 TEL：22-1140



◆防災行政無線について

防災行政無線（屋外スピーカー）からの放送内容を以下の電話番号から確認することができます。

さんのへ さんのへ ごやくば
0120-335-898

※通話料は無料です。

○問合せ 三戸町総務課 TEL：20-1111



◆町政へのご意見・ご提案

三戸町では、町民参加によるまちづくりを積極的に推進するため、随時ご意見ご提案を受け付けています。皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

ご意見・ご提案はこちら▶

